

令和6年12月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年12月5日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和6年12月5日(木) 午前9時00分
閉 会 日 時	令和6年12月5日(木) 午前11時41分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	秋 谷 修 織 田 京 子 金 子 雄 一 矢 島 洋 文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第104号	令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第106号	令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第108号	令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部副部長	堀 岳 夫
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝
建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
道路課副参事	山 崎 忠 義
道路課副参事	酒 井 孝 之
（上下水道部）	
上下水道部長	中 根 治 人
上下水道部副部長	大 堀 勝 彦
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也
下水道課長	田 口 裕 一
経營業務課副参事	矢 澤 恭 子
水道課副参事	大 網 岳 志
下水道課副参事	田 中 希
吹上支所長	田 島 盛 明
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 藤 平 美由紀

書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) それでは、ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と織田京子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第106号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第108号 令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第3号)の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に議案ごとに執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算は補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) 7ページの債務負担行為補正の追加で、道路維持・補修業務委

託のところの7,600万円なのですけれども、債務負担で年度またぎで、すぐすぐ4月の1日からやれるようにということは毎年毎年のことだから、よくよくこの時期に出てくるのは分かるのだけれども、金額がだんだん、だんだん過去と比べてきたら増えてきた感じがするのだけれども、過去の推移がもし分かれば教えてもらえますか。

(道路課副参事) お答えします。

令和7年度につきまして、7,600万円となっております。その前の今年度、令和6年度につきましてが6,600万円、令和5年度も6,600万円、令和4年度が6,000万円、令和3年度も6,000万円となっております。

以上です。

(秋谷) 直近の5年間を今、新年度と分けて話していただきましたけれども、だんだん、だんだん補修箇所が増えてしまうのは、住民からのご要望というのもあるし、あとは道路の総延長が長いから、幾ら改修をかけたところがあったとしても追いついていないということなのだろうけれども、それこそ30年も40年も手が入っていないところだってあるのだろうから、ただ当初6,000ぐらいでスタートしたものがもう7,600までなってしまうと、今後もこれはもう増える方向で考えざるを得ないのかな。補修するにしても、やっぱりどこかで線を引いて、委託していることだけ、それで住民からあったものから優先的にばんばん、ばんばんやっつけてしまっているわけだけれども、切りがなくなってしまうのかな。それについて何かお答えがもらえれば。

(道路課副参事) お答えします。

市民等からの要望につきましては、年々増えてきているという現状もございます。ただ、それ以外にも人件費や燃料費等の高騰もございますので、同じ金額のままでいくと、同じ量といいますか、同程度の業務等ができなくなるなどから、金額のほう増額しているところもございます。

以上です。

(都市建設部参事兼道路課長) ちょっと補足させてください。

基本的に除草業務ですとか、舗装のちっちゃな穴埋めとか、そういうこ

とで結構出ていることがございます。その中で、基本的には除草なんかの場合には、地先管理をうちのほうお願いしているのですが、小さい、狭い場所とか、職員でできるところは職員が出て除草を行っておりまして、ある程度広さですとか、なかなか職員でできないところについて委託、こちらのほうを使わせてもらって行っている状況となっております。

以上です。

（秋谷）さっき距離の話とか、あと経年の部分とかも聞いたわけけれども、結局やってもやっても追いついていないのだよね。物価の上昇とか人件費の上昇というのはもちろんあるにしても、ずっともう増えていくのはやむを得ないというご見解なのか、どこかで歯止めというのも変な言い方だけれども、もともとこれって市の中に現業の職員さんが昔はいて、現業の職員さんがいなくなってしまうと、何年間かはそれぞれ個別に委託をかけていたのを、もっと遠い先にというわけではないけれども、地域を分けて、その地域、地域にお願いする会社さんにまとまって、この地区の予算はこれで、この会社さんで1年間お願いしますって出すようになったものではない。もともとの経緯が。何かしら改善する方法がないのかなと思って。

（都市建設部参事兼道路課長）先ほども申し上げましたが、例えば今まで地先管理をしていただいた方ですとかが高齢化が進みまして、なかなかできなくなってきたという事例がございます。その中でやはり道路課のほうでやっていただけないかという要望も多く上がっております。その中で、やはり今後確かに増えていく、量が増えていくという件数の中で、やはりそこら辺も今後検討していかなくてはいけないかなとは感じております。

以上です。

（矢島）初めに、この議案第104号の中で繰越明許費と債務負担行為の補正が出ていますけれども、これら会計年度独立の原則の例外規定だと思うので、当然それなりに慎重に取り扱わなければいけないことだと思いますが、この会計年度独立の原則の例外規定の中で継続費と繰越明許費

と債務負担行為、この3つのまず性格について、どういう性格の違いがあるのかということと、今回債務負担行為と繰越明許費を設定しましたが、なぜ繰越明許費なのか。なぜ債務負担行為なのか。会計年度独立の原則の例外規定の性格からもちろんそういうふうに振り分けたのだと思うのですが、同じように債務負担行為も2年度間、特に事業の平準化、年度当初にもうすぐ事業にかかれるように等々の意図があるのは重々分かりますけれども、繰越明許費についても同じようにその年度の予算で翌年度に事業ができるわけですから、どういうふうな考えで繰越明許費、それから債務負担行為に振り分けたのか、その違いについて、まずお聞きしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、債務負担からお話しさせていただきます。まず、交通安全施設整備事業の債務負担を行った理由に関しましては、交通安全施設に関しまして、カーブミラーですとか路面標示、こちらは例えば今まで債務負担行為を起こさないでやっていた場合には、新年度に入って契約行為を進めておりました。その進める間、例えばカーブミラーが倒れたとか、設置してほしいという市民からの多くのご要望にお応えができなかったという事実がございまして、今回債務負担行為を起こさせてもらって、3月中、今年度中に契約行為まで進めさせていただきまして、4月1日から滞りなく安全対策を行うために債務負担行為を起こさせてもらっているものでございます。

これ事業ごとにご説明したほうがよろしいですか。

(大枠での声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 大枠でいいですか。まず、道路課の案件に関しましては、今申し上げましたとおり安全対策の一環、あと改良、改修、幹線工事におきましては……こちら、公共工事の発注、施工時期の平準化を行うことによりまして、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化、あと安定化並びに公共工事の品質確保を図るために行っているもので、この効果としまして、工事量が多いときと少ないとき、1年間通して多いときと少ないときがございまして、その波を平準化することで、建設業界の方の経営の安定化、または技術者も年度末に向けて減っ

てくる状況でございますので、不足しがちな技術者の確保という意味合いも兼ねて行っております。

以上となります。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）繰越明許につきましては、関連がございますので、市街地整備課にてお答えいたします。

まず、道路課にて計上しております繰越明許補正における道路改修事業の工事負担金についてですが、こちらにつきましては後ほど北新宿第二土地区画整理事業特別会計にてご説明させていただき補正予算並びに繰越明許と重複いたしますが、ご了承いただきたいと思っております。この道路改修工事負担金についてですが、区画整理事業における区画道路築造工事において、事業区域外の舗装、道路構造物設置などに要する工事の負担金として道路管理者である道路課からいただく道路工事受託事業収入となります。本工事の繰越しにつきましては、今回補正予算に計上しております社会資本整備総合交付金を活用した区画道路築造工事のうちの1件となっております。社会資本整備総合交付金を活用できるめどが立ったことにより、事業の進捗を図るため、来年度予定しております道路築造工事の前倒しを行い、増額補正としてまず本定例会に計上させていただきました。また、本補正予算の議決後からの入札手続となり、年度内の完了が難しいことから、繰越しについて承認をお願いしているといった経緯となっております。継続費とかなどにつきましては、やっぱり単年度ごとの執行というのがあるかと思うのですが、今回の案件ですと当該年度で執行ができない可能性もありますので、今回こういったような繰越明許として計上させていただいております。

以上となります。

（矢島）例えばカーブミラー等々の市民の安全を守るような工事の場合に、確かに契約行為等を行っているとなかなかスピーディーな対応ができないというのは重々分かるのですけれども、もし市民の安全を守るのだということであれば、その緊急性とか安全性とかに鑑み、ほかの手だてで緊急工事とかができないのか。例えば地方自治法の中の専決規定の中でそういったことが可能とはならないのかというのを1点お伺いをい

たします。

それから、あと平準化の関係なのですけれども、事情よく分かります。であるとすれば、月別の工事件数について件数分かりましたら、お答えをいただきたいと思います。

それから、今の答弁の中でできない可能性があるというお話だったのですけれども、確かにそうだと思うのです。例えば繰越明許費のところを見ても、何とか何とか事業というふうな形での説明になっているのですけれども、事業名で書かれたらそういうふうになってしまうのではないかな。例えば、このことについては繰越明許を使って事業を行うのだよということであれば、それぞれの年度内で完成とかというよりも見込みが立つと思うのですけれども、何々事業というふうな大きなくくりでくられてしまうと、何々事業となるとたくさんの方が含まれているので、それは中にはその年度でできなくなってしまうようなこともあるのではないかなと思うのですけれども、その辺については、例えばこの事業名の記載の仕方とか、もう少し具体的に何々事業の中のこの部分というのが分かるような形での記載というのができないのか。

その3点について再度お伺いします。

(道路課副参事) まず、カーブミラーの件についてお答えいたします。カーブミラーの修繕につきましては、入札等を行い業者等を決める関係がございますので、依頼から約1か月程度の時間を要することがございます。緊急の場合ですと、随意契約等により業者を選考することもできますが、業者の選定ですとか、契約までの間に時間を要することがございます。その結果、市民から交通上の安全で早く直してほしいという要望もあることから、債務負担行為といたしまして4月1日から業者に依頼して、早急に修繕等ができるような形を取りたいと思っておりますので、債務負担行為としております。

以上です。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほどのご質問、順不同になってしまうのですけれども、ごめんなさい。予算書において事業名の記載の詳細についてというご質問がございましたが、こちら財政部局のほうの記載と

なりますことから、詳しくはそちらのほうの、財政部局のほうの議会で  
ご審議いただけたらなというふうに思います。

あと、平準化の月別の工事なのですが、こちら今ちょっと、ごめんなさ  
い、手元に資料がないので、後でまた回答させていただきます。

（矢島）カーブミラーにこだわるわけではないのですけれども、どこが  
壊れるか分からないから緊急なのですよね。工事の契約をするときに、  
この箇所というふうに指定して契約は結ぶと思うのです。ですから、債  
務負担行為は設定がしてあったとしても、どこの場所というのは、緊急  
性のある場合ですよ。もう最初からここをやろうとかと決まっている場  
合は別ですけれども、緊急性のあるものについては、やはりそれぞれに  
契約はしなければいけなくなるとするならば、同じなのではないですか。

（道路課副参事）お答えします。

カーブミラーの修繕につきましては、入札による契約の中で細かく、例  
えば面の交換ですとか、柱からの交換ですとか、そもそも工種を決めて  
契約しております。その中での修繕になりますので、契約をいたしました  
ら、その内容に沿ったもので修繕のほうを業者のほうに依頼しており  
ます。

（矢島）そうすると、修繕というくくりで契約をしているのであって、  
どこの場所をとかということに関しては当然ないということではよろしい  
のでしょうか。

（道路課副参事）お答えします。

修繕場所につきましては、市内の中で必要のあるところを修繕するとい  
う形になりますので、具体的にどこどこのどのカーブミラーを直します  
という契約ではございませんので、必要に応じて修繕等が必要な場合、  
その場所を修繕する、もしくは新設の場合には要望が出てきましたとこ  
ろを設置するという形になります。

以上です。

（矢島）では、ほぼ予算を消化してしまった場合に、緊急性のあるカー  
ブミラーの交換が必要になったときにはどういう対応をされるのでしょ  
うか。

(道路課副参事) 令和6年度につきましては、修繕費用のほうが当初予算のほうで足りなくなることがございました。その結果、9月予算の中で補正予算を計上いたしまして承認いただきましたので、予算等が不足になればまた補正等を検討していきたいと考えております。

(都市建設部参事兼道路課長) 補正予算、9月のほうで組ませていただきました。これもやはり足りなくなったわけではなくて、残りが少なくなってきたということで補正予算のほうを組ませていただきました。また、こちらのカーブミラーに関しまして、単価契約を結ばせていただいております。その中で、支柱ですとか、面が悪いとか、そういうような項目ごとによって契約を結ばせてもらって、場所のほうは約3,600か所市内にございますので、場所については指定はしておりません。以上です。

(小泉) 7ページの先ほど来話がある債務負担行為の道路反射鏡設置及び修繕工事、カーブミラーの件なのですけれども、これ今現在これからやらなければいけない枚数とか、新しく設置するとかという部分の今現在把握している数とかというのはあるのでしょうか。

(道路課副参事) お答えします。

カーブミラーの修繕等につきましては、10月末現在で13件のほうをまだ今年度予定している中で、修繕のほうを行っていないところがございます。

続きまして、新規につきましては、10月末時点で28基の要望があり、そのうち19件を設置しておりますので、残りが、10月末時点ですと9件が未設置となっております。

以上です。

(小泉) では、それは今、残りの件数の分は年度またぎになってしまうような工事になってしまう。それとも、その部分については今年度中に終わる工事なのか、伺います。

(道路課副参事) お答えします。

修繕、新設等につきましては、現在の予算の範囲の中で、状況等を把握しながら順次施工していく考えでございます。

以上です。

（金子）今の債務負担行為の7ページですけれども、カーブミラーとかについて、全般ということでちょっとお聞きしたいと思います。というのは、11月のときも交通安全協会とかの役員でいろいろカーブミラー清掃とか実施したわけなのですけれども、その中で交通安全協会とかが清掃とかを受け持っているのか、それとも全体としてやはり管理運営ということで、管理運営というか、運営というのはおかしいですが、管理ということで行政がどこまでタッチしているのか、チェックしているのかというのがちょっと疑問なのです。行政としてやはり清掃とか、チェックとか、維持管理としてのものでどこまでして、それでできない部分、工事で、破損した場合には業者に出して、業者がその範囲で修繕とか交換とかしているのかなと思うのですけれども、その立ち位置というのが非常に行政としてのものが見えない部分があるので、そのところをちょっと説明お願いしたいと思います。

（道路課副参事）お答えいたします。

カーブミラーの修繕、今回の債務負担行為につきましては、修繕につきましては破損、劣化等による破損等がございましたら、今回の債務負担行為の中で修繕等を行っていくこととなります。そのほかに、カーブミラーの点検についてですけれども、約3,600基市内にございますが、それをこれまでにしましては業者のほうに数年に分けて委託をして、点検をしている状況でございます。それ以外に、昨年度（P.11「今年度」に発言訂正）につきましては職員の手によってもカーブミラーの状況について点検をして安全等を確保している状況でございます。ただ、それ以外に清掃等につきましては、なかなか3,600基、しかも高いところがございますので、現実のところ、鏡を拭くとかそういうことは、ちょっと現在のところやっております。

以上です。

（都市建設部参事兼道路課長）職員のほうで対応していることですけれども、例えば面の調整、例えば、とある方が見づらいよとか、ずれているよという場合、その面の調整ですとか、あと面の清掃、今ちょっとあ

りましたが、面の清掃は職員のほうで、ご依頼があれば行っている事実がございませう。あと、やはり支柱が折れたとかになると、もう業者さんのほうにお願いして修繕をしていただく必要は出てくるかなと思ひませう。そこら辺がすみ分けだということになると思ひませう。

以上です。

(金子) 分かりました。

ちょっと参考にお聞きしますけれども、カーブミラーとか見ていると、カーブミラーの鏡の面とか、支柱とか、いろいろありますけれども、あと傘ですよ。非常に傘とかが壊れている面があるのですけれども、そういう点、どこら辺が多いのかなと。ちょっと参考にお聞きします。

(道路課副参事) カーブミラーの修繕等の依頼につきましては、面の調整等が、例えばちょっと鏡の向きが風、車が接触したり等の関係で向きがちょっと変わる関係がございまして、見づらいので直してください、もしくは先ほど、すみませう、清掃等をしていないとございしましたが、曇ってしまっているの見づらいということもございませうので、場所によってはその辺を職員のほうで清掃、磨き上げたり、もしくは一部の部品等の交換等もしてあります。

以上です。

(都市建設部参事兼道路課長) すみませう。1点発言の修正をさせていただきます。

先ほど副参事のほうからカーブミラーについて職員が点検を行っているのが昨年度という話があったかと思うのですが、今年度に行っていることにちょっと修正させていただきます。

以上です。

(委員長) ただいまの発言はご了承願ひませう。

どうぞ続けてください。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時38分)



(開議 午前 9 時 3 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) 申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。先ほど職員の点検を昨年度と申し上げましたのが今年度の間違いでございました。訂正のほうをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) ただいまの発言の訂正をご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(秋谷) 7 ページのまた債務負担の中でお伺いしますけれども、市営住宅の上水道の水質管理のところなのですけれども、何階か建ての団地の要は上についている水槽と言ったらいいのかな、そこの結局点検だろうと思いますけれども、過去に、毎年毎年やっているこの水質の管理で、これは放置できないなというような案件と言ったらいいのかな、そういったものというのはございますか。というのは、もうどの団地もかなりの年数がたっている。つまり、その上についているタンクだから、相当経年劣化も進んでいるだろうし、水なので、腐食なんかも相当進んでいると思うのだけれども、あとは鳥とかが中で死んでいたり、いろんなことがあるのではないかと想像できるのだけれども、何か具体的にこれをやって見つかった事件というか、事案ってございますか。

(建築住宅課長) こちらの業務につきましては業務委託しております、業者のほうは毎月 1 回の点検を行っているところなのですけれども、水槽につきましては先ほど屋上にある高架水槽というものと、地上に受水槽というものが設置されておまして、それらの水槽について毎月点検しておるところなのですが、これまでに重大な、水質に影響があるような不具合というものは、ちょっと私の記憶の中では大きなものはないという状況になっています。軽微なものとして、パッキンとかその辺が傷んでいますとか、防虫網、水槽の中に虫が入らないようにとかということで、通気口とかにも防虫網がついているのですけれども、それが外れていたとか、そういったことはございましたけれども、そちらのほうは速やかに復旧のほうをしているような状況になりますので、また中の水質については、毎月点検もしているのですけれども、中の清掃、こちら

のほうを毎年、年に1回全部水を抜いて清掃するような形を行っておりますので、その際も大きく水質に影響があったというような話は聞いておりませんので、その辺は支障はないかなというふうに考えております。以上です。

（秋谷）上水道の水質の話でいったら、水道課も少なからず関わりがあるのかなと思うのだけれども、市営団地というか、建築住宅課から例えば水道課のほうに委託をして、水道課の中の例えば包括の中にこういったことを入れるとか、そういったことはできないものでしょうか。コストを削減するとか、そういう意味合いで聞いているのだが、やっぱりそれは、市営住宅はあくまで建築住宅課で全て面倒を見なければならないからという道理は分かるのだけれども、効率よくできないものかなという話なのですけれども、無理かな。

（建築住宅課長）市営住宅の水道施設につきましては、管理区分という、ご存じのとおりだと思っておりますが、管理区分でやはり受水槽の入ったところから（P.13「水道メーターから」に発言訂正）2次側につきましては住宅の施設のほうの管理というふうになりますので、そこについてはその施設の管理者が法令に基づいた対応を行わなければいけないと思っておりますので、引き続き今後も法令に基づいた点検等を行っていく形になるかと思えます。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時43分）



（開議 午前10時09分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

建築住宅課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（建築住宅課長）発言の訂正をお願いいたします。

7ページの債務負担行為補正の中で、秋谷委員からご質問のありました市営住宅6団地上水道水質管理業務委託の中で、給水施設の管理者が受水槽の2次側を管理しているというふうに申し上げたのですが、正しく

は水道メーターから2次側ということになりますので、訂正しておわび申し上げます。

（委員長）ただいまの訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、道路課副参事より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（道路課副参事）すみません。同じく7ページの道路反射鏡設置及び修繕工事に関する金子委員様からのカーブミラーの清掃に関することですが、私の方でカーブミラーの清掃を行っておりませんとお答えしましたが、日常的にはカーブミラーの清掃は行っておりませんが、市民からの要望等があれば職員の方で清掃等を行っておりますと訂正のほうをよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（道路課副参事）先ほどの矢島委員さんからのご質問ですけれども、月別の工事件数、令和6年度ですが、道路課土木工事担当発注、令和6年度全53件ありました。その中で、4月7件、5月6件、6月3件、7月7件、8月3件、9月2件、10月8件、11月13件、12月4件となっております。

以上です。

（織田）1点だけ、7ページお願いいたします。

道路維持・補修業務委託のところなのですが、これは道路の箇所がちょっと悪くなって、それでその補修は委託しているということなのですが、それは検査というか、道路を定期点検、これは委託なのでしょう、それとも道路課の方でやっているのでしょうか。

（道路課副参事）道路点検、道路パトロールのほうを道路課の職員の方で行っております。

以上です。

（織田）あとはまた、市民の方から要望も来ていると思いますが、大

体どれぐらいの数の要望というのが年間で出ているのか教えていただけますか。

(道路課副参事) お答えします。

令和5年度になりますが、市民からの要望等は、1,242件の要望を受けております。

以上です。

(織田) では、その1,242件要望が出ているということなのですが、このうち何件ぐらい改良終わったものがあるのでしょうか。

(道路課副参事) 要望につきましては、全て終わっております。

(何事か声あり)

(道路課副参事) 申し訳ございません。すみません。お答えします。

訂正をお願いいたします。令和5年度の要望につきましては、1,242件要望がありまして、そのうち令和5年度で完結いたしましたのは1,213件となります。

(織田) これは、1年間でほぼ完結したということなのですね。というのは、割と簡易な工事だったのでしょうか。

(道路課副参事) こちら1,242件につきましては、あくまで穴埋めですとか、舗装の修繕ですとか、草刈り等の要望になりますので、大規模な道路改良等はこの中には入っておりませんので、あくまで修繕の工事となります。

(織田) そうしますと、これは簡易な道路維持作業の債務負担行為の補正であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(道路課副参事) 今回の修繕につきましては、補修等の工事、除草も含めての修繕になります。

以上です。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時15分)



(開議 午前10時16分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) それでは、私からも何点か質問させていただきます。

まず、やっぱりどうしても債務負担行為補正の補修の件であります、ちょっとした補修って、今よく何か埋めて水やるとすぐ直るといふ、そういうのをテレビで見ましたけれども、発注をしなければいけない補修と、すぐ簡単にできるような補修と、その件数、そういうものが大体分かるか、大体の件数を教えていただければと思います。

(道路課副参事) お答えいたします。

昨年度の結果になります、業者のほうに小規模として依頼した件数につきましては256件になります。

以上です。

(都市建設部参事兼道路課長) 今橋本委員長のほうから質問がありました、要望ですよね。すぐに完結する工事、また翌年度、例えば道路評価検討委員会にかけながら行う、ちょっと時間の、広範囲な、金額のかかる工事という形でもよろしかったですよね。

(そうですの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) そちらに関しましては、改修工事の要望ですけれども、令和5年度に全部で、改良、改修、水路改修等を含めまして31件、5年度に要望がございました。その中で、今道路評価検討委員会にかけまして来年度以降の施工を目指している状況でございます。以上です。

(橋本) 分かりました。

それでは、よく改良道路とか計画道路って言われてもちょっとなかなか私も理解できないですけれども、改良箇所が何か所、さっきも聞いたかも分かりませんが、何か所で、何キロメートルなのか。また、計画道路が何か所なのか。それで、なおかつ何キロメートルぐらいやっているのかというのを教えていただければと思います。

(何事か声あり)

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時19分)



(開議 午前10時21分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 今のご質問に対してちょっとお調べさせていただきまして、また後ほどお答えさせていただきます。

(橋本) それでは、23ページの市営住宅施設管理ですが、これは市営住宅のリフォームというふうに聞いていたのですけれども、今、年間何世帯ぐらいが入れ替わるというか、入退去するのか、それが分かればお教えいただければと思います。

(建築住宅課長) 今年度につきまして、年間どのくらい入退去があるのかということですが、今年度につきましては、10月末時点で退去のほうは13室で、入居者が予定を含めて10室という形になっております。こちらについては、入居停止団地を除いた6団地になりまして、入居停止しているところにつきましては下谷と原馬室第2ですが、こちらは退去者だけになりますが、今年度につきましては、やはり10月末時点で2室という状況になってございます。

以上です。

(橋本) 原馬室と下谷ですか、これは退去されたというのは、やっぱりお亡くなりになられたとか、そういうことなのでしょうか。

(建築住宅課長) 申し訳ございません。先ほどの発言で訂正なのですが、原馬室第2団地につきましては退去者はございませんでした。下谷団地のみが退去者ございまして、これが2室ということになっております。理由は、入居者の方、ご高齢の方が多くなっているのですが、ご高齢で施設に入居されるというような状況とかがございまして、転居というふうになってございます。

以上です。

(副委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(橋本) 先ほど退去が13室というお話でしたけれども、収入要件で退去するという方はこの中にもいらっしゃるのですか。

(建築住宅課長) 収入要件での退去ということですが、こちらについて

は収入超過とか、そういった形での退去ということでご質問かと思いますが、そのような理由で退去されている方はございません。ご自身の都合でご退去されるというような状況です。

以上です。

（橋本）収入が超えたというのは、毎年何か源泉徴収とかそういうのを  
出してもらって調査をしていくということなののでしょうか。

（建築住宅課長）毎年10月1日基準で収入の、前年度の収入ですか、そ  
ちらのほうの調査を行っておりまして、それに基づいて翌年度の家賃を  
算定しておりますが、その際に全世帯の収入のほうを確認しております。  
以上です。

（橋本）それで、超えてしまっただけで退去をしてもらったという例は今年  
はなかったということですが、今まではかなりあったのでしょうか。

（建築住宅課長）収入が一定の基準を超えた場合には、すぐ退去という  
形ではなくて、家賃が基準よりも上がるような形になってまいります。  
それが何年か続くと退去のほうを求めるといようなことになっており  
ますけれども、そこまでいっているような事例は、ここ最近ではござい  
ません。

以上です。

（橋本）県のほうだと、何かもう今10年間という期限があって、退室し  
てくれというのが結構、そういう話を聞いているのですけれども、市と  
しては、かなり家賃は上がるにしても、ずっと住み続けている方がいら  
っしゃるといことで理解してよろしいのでしょうか。

（建築住宅課長）家賃の基準額は超えているのですけれども、長く住み  
続けている方はいらっしゃいます。

以上です。

（橋本）最後に、ちょっと戻ってしまうのですけれども、先ほどの債務  
負担行為のカーブミラーの件であります。以前私も質問したのですけ  
れども、曇らないカーブミラーというのを質問させていただきました、  
議会で。そのとき、ではやりますよということで何か所かやっているは  
ずなのですけれども、これ今何か所あって、これからの計画的に予定は

どうするのか、それだけお伺いしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 防曇カーブミラーにつきましては、令和5年11月に試験的に笠原地域に2基設置をさせていただきました。今現在その効果を検証中でございます。昨年の冬、一応何度かその効果が確認できまして、今年も2回ほどその効果が確認できております。ただ、結構意外と割高なため、なかなか設置については、まだ今後検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

(何事か声あり)

(副委員長) 続けてください。

(都市建設部参事兼道路課長) あと、先ほど橋本委員長からありました道路改修工事と改良工事の件数と延長ですけれども、令和5年度ベースでお話しさせていただきます。こちら、入札案件と随意契約案件、ちよっとお時間かかっているものですね、こちらのほう合わせて、道路改修工事につきましては全部で43件、整備延長が約5キロとなっております。改良工事におきましては、入札、随意契約案件で全45件、約3.4キロを整備させていただいております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)

◇  
(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
これより討論を求めます。  
初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(都市建設部参事兼市街地整備課長) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時38分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午前10時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) ごめんなさい。自分の質問の仕方が悪かった。当初、予算要望を国のほうにしていた金額に対して何%来ましたか。こう言わないと分からない。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、すみません、お答えいたします。

当初要望額としては1億1,334万3,000円、こちらを事業計画内において要望しております。今回内示額としては6,077万円、内示率といたしましては53.6%となっております。

(秋谷) 私の記憶が間違っていたら、それは間違っていると言ってもらって結構なのですが、この区画整理の関係は最近、この社会資本整備総合交付金のつきが以前に比べてよくなったようなイメージを持っていたのですが、悪くなっているのかな、実際は。どうなのだろう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

今回、計画全体、北新宿第二土地区画整理事業における社会資本整備総合交付金は、計画名といたしまして鴻巣市における重点都市基盤整備計画(第3期)の中で執行しております。この計画の内示額の推移といたしますと、令和5年度が75%、令和6年度は54%、令和4年度につきましては89%ですので、89、75、54ということで、内示率としては下降となっております。

以上です。

(秋谷) その下降の要因というのは国の事情なのかもしれないけれども、ある意味、国の社会資本整備総合交付金がないと事業的にはなかなか進んでいかないではないですか。我が市にとっては少ない投資案件なので、この都市計画やっているのは、ここまで下がって、どれくらい計画を押ししまっているだろう。要は当初要望の50%台しかつかないということは、その分丸々1年遅れてしまうようなイメージで見ていいのでしょ

うか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）秋谷委員おっしゃるとおり、社会資本整備総合交付金、こちらは区画整理事業におきましても必要不可欠な財源となっております。また、これ以外の収入といたしましては地方債、さらに市の一般財源からの繰入金などもあります。社会資本整備総合交付金につきましては、社会情勢などにより変動する財源ではありませんが、市の財政当局と協議しながら、社会資本整備総合交付金を有効活用し、今後も進めていきたいと考えております。

先ほど秋谷委員がおっしゃいました補助金の推移といたしますか、この補助金で事業が進んでいけるのかということに対しまして、現在、交付金ベースにおきます残事業費というのがあるのですけれども、こちらが約12億円となっております。こちらを、区画整理事業につきましては13年度まで国費、補助金を活用していきたいと考えております。そう考えますと、残り令和7年度から13年度まで約7年間ございます。これを1年当たりの平均ベースでいきますと、1年当たり事業費ベースで約1億7,000万ほどの事業の執行が必要となっていきます。今年度につきましては約1億1,000万の要望をしているのですが、今後につきましても1億7,000万程度執行していくような形で進めていければ事業計画に沿った計画はしていけるのかなと思っておりますが、先ほど申したとおり、やはり社会資本整備総合交付金のなかなかつきが悪いということもございまして、こちらにつきましては都市基盤整備活動、こういった要望活動を通じて、市長参加しながら要望活動も進めて、内示率を、交付金をいただけるような努力をしていきたいと考えております。

以上です。

（矢島）9ページの事業債についてお伺いをします。

北新宿第二土地区画整理事業債についてですが、この事業債の利率と、それから償還年数をまずお聞きします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。事業債の算出ですけれども、こちらにつきましては、補助対象事業費、こちらからまず国庫補助金を引きまして、国庫補助金を引いた額に充当

率0.9を掛けた、今回でいきますと990万円を増額するものとなっております。こちらの償還につきましては、財政課のほうで、例年ですと年度末から出納整理期間中にそういった借入額を算定し、借入先を選定しているといったこととなります。

以上です。

(矢島) すみません。よく理解できなかつたので、申し訳ないのですがけれども、990万円の借入利息はどのくらいなのかということと、償還期間が何年なのかということをお聞きしたのですが。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 暫時休憩をお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時46分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみません。それでは、お答えいたします。

償還金の利子並びに年数ですけれども、今までの償還金につきましては、平成17年度から令和3年度までの償還金を今まではしております。年数としましては、平成17年度から令和4年度、27年間となっております。こちらの利率につきましては、17年当初は1.8%、直近の令和4年度につきましては0.228%となっております。今年度分の償還金につきましては、これから財政部局のほうで借入れを決めながら進めていきます。以上です。

(矢島) では、これまでこの区画整理事業の起債の総額というのは分かるのでしょうか。それから、償還残額についてお答えいただきたいと思えます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時50分)



(開議 午前10時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 大変申し訳ございません。利子の合計と残金につきましては、もう一度調べさせていただき、後ほど報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(矢島) 起債の償還に関しては、どういう見込みをもって償還をしているのでしょうか。財源的なところはどのように考えているのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみません。暫時休憩をお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時53分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。区画整理事業における財源につきましては、歳入における部分ということとなります。それにつきましては、保留地の売却収入や一般会計からの繰入金などが財源となっております。

以上です。

(矢島) この区画整理事業によって、例えば借金の返済の財源に全て充てるということは厳しいということなのでしょうか。見込みですので、一般財源のほうからの繰入れ等々があるかもしれないのですけれども、その辺については、例えば制限とか、考え方、この辺までとかというのはあるのでしょうか。当然、元の金額が分からないと、一般財源からどこまで、キャップをかけたりとかすることはできないのでしょうかけれども、何か一定の歯止めがないと、幾らでも足らなかつたら一般財源からお金を出すようなことにはならないのかどうなのか心配をしているのですけれども、見解を伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、予算編成の中で、毎年事業計画というものの中

で一般会計からの繰入金を算定しながら進めさせていただいております。今年度につきましては、3億5,000万を繰入金という形で今年度は設定しておりますので、その中で事業進捗に向けて進めているところでございます。

以上です。

（矢島）毎年そのように算出をしているということなのですが、算出をしているということではなくて、その考え方、どの辺までとかというのは、さっきも言いましたけれども、限定的なものというのではないのでしょうか。ただ単に数字合わせで、足りない部分は一般会計からの繰入れで賄いますとかと、そういう考えになってしまうのでしょうか。

（都市建設部長）区画整理の特別会計についてなのですが、この事業につきましては、令和15年を目標として現在事業を進めております。当然この特別会計への一般会計からの繰り出しという形は必要な財源ということで、財政部局とも協議しています。まずは令和15年までの事業計画の中で、社会資本整備総合交付金を最大限活用し、一般財源からの繰り出し、これをなるべく小さくするというふうなことで全体フレームをつくっております。その中で、毎年予算の編成の中で、その年度における一般会計からの繰り出しを財政部局と協議をして、この特別会計の予算を編成し、事業を執行している。それが令和15年度まで我々としては事業完了を目指していきたいというものでございます。上限額をではどうするというところではなくて、あくまでも事業計画に沿って我々は事業を行っていきたいというふうに考えています。先ほど課長のほうから答弁ありましたけれども、令和6年度、これにつきましては一般会計からの繰り出しが3億5,000万という中での事業執行でございます。以上でございます。

（矢島）当然毎年度、毎年度予算編成をしていきますし、事業の内容によっても大きく変わってくると思うのですが、傾向としてこの一般財源からの繰出金の傾向というのは、ここ例えば5年間に関してはどのような傾向になっているのかお伺いします。

（都市建設部長）繰り出しですが、令和6年度につきましては3

億5,000万、これ前年度比減額という形になっております。一般会計のほうも予算編成の中で大変厳しいというような状況も聞いておりますが、これに伴う特別会計についても、昨年度に比して少なくなっているというのは事実です。ただ、我々事業を進捗する部門としましては、計画どおり事業を行いたく、少しでも多くの財源を確保した中で今後事業進捗を図っていききたいというように考えております。

以上です。

（矢島）最後に、財政状況が非常に厳しい中で一般財源からの繰出金がなかなか思うように確保できないということは、やっぱり事業の進捗に大きな影響を及ぼすのでしょうか。最後にお伺いします。

（都市建設部長）確かに一般会計からの繰り出し、これが小さければ事業への影響というのは否めないと思います。ただ、我々はそうならないよう、例えば社会資本整備総合交付金、先ほども秋谷委員からもご質問いただきましたけれども、この獲得、そういうものをもって計画どおり事業の進捗を図るべく努めていききたいというように考えております。

以上でございます。

（小泉）11ページの北新宿第二土地区画整理事業、今説明がありまして、社会資本整備交付金を、総合交付金ですね、それを使ってまた道路工事を早めるということで説明がありましたけれども、この早めることというか、道路を造ることによって物件移転補償料というのは減額されているのは、新しい道路を造るから、道路を造るところに家なりがあって、それを補償をするのを、ちょっとその理解が私乏しいもので、その辺をもう一回説明していただいてもいいですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。今回、物件移転補償を進めるに当たりまして事業内容の調整を行いました、1件の物件移転補償を先送りをいたしました。これにつきましては、交渉の結果、今年度の契約が困難となったため、1件を先送りし、その分を今度、事業の進捗を図るため、道路築造工事を先行して前倒しで行うために減額をさせていただき、道路工事費に回させていただいたというような内容となります。

以上です。

(小泉) この新しく道路を造る場所は、どの辺の工事箇所というのですか、今線路から17号側ですか、新しい踏切ができた側等もあると思うのですけれども、その大体の場所をちょっとお伺いできればと思うのですが、線路から土手際になるのか、17号側なのか、大体のおおよその見当がついているのであれば伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 今回補正にて計上させていただいております工事3件分につきましては、J R 高崎線の北側部分が2か所、南側部分が1か所となっております。場所につきましては、北側部分につきましては、まず元荒川沿いの部分に1か所になります。元荒川沿いの踏切側というのでしょうか、線路側ですね、線路側の部分に1か所。あとは3号幹線、南北幹線がつながるところですね、17号から信号がございしますが、ウニクスの行田寄りというのでしょうか、そちらに信号がございまして、そちらを区画整理事業地内に入った突き当たりの部分の南北幹線と3号幹線が当たる部分、こちらが2か所目になります。それと、もう1か所につきましては、南側の部分の新宿橋、榎戸のほうから入ってくる新宿橋の先の、越えた部分の、その部分を1か所。その3か所を今年度計上させていただいております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第106号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時06分）

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

（開議 午前11時22分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第108号 令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第3号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（秋谷）棚卸資産の購入限度額の債務負担なのだけれども、水道メーターが満期を迎える個数というのはどれくらいなのか。単価と個数を聞いておこうかな。

（水道課長）ご質問にお答えします。

来年度の個数といたしましては8,400個、こちらが交換する予定の個数になります。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（何事か声あり）

（水道課長）そうですね。ちょっと金額のほうは……

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時26分）

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午前 1 1 時 2 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 先ほどファイ13の金額のほうを申しましたけれども、そちらのほうは取り消していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(委員長) ただいまの発言の取消しについてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。  
続けてください。

(水道課長) すみません。個数のほうで申しますと、ファイの13からファイの100まで口径ございまして、そのトータルが7,945個で、合計で4,212万5,600円を予定してございます。

以上です。

(秋谷) あと、ちょっとこの補正予算書にはないのだけれども、以前は、以前はだよ、包括を組む前は、毎年この時期になると次亜塩素酸ナトリウムの購入の債務負担が大体出ていたのだ。年度が明けてすぐ。ずっと継続して使っているものだから。次亜塩素酸ナトリウムは、今どういふふうにならぬに、何年間分とか、何かの事業と一緒にやっているかというのをもし教えてもらえたら教えてもらいたいだけれども。

(水道課副参事) では、秋谷委員様のご質問にお答えいたします。

今包括の話出たのですけれども、次亜塩素酸ナトリウムの購入についても包括業務委託に組み入れておりまして、5年間、過去の購入実績に基づき金額を我々のほう算出して、それも含めて発注している状態でございます。

以上でございます。

(秋谷) 例えば水道の満期メーターなんかは、そういう何かしらの委託とかに組み合わせてやることというのは不可能なのかな。

(水道課副参事) 鴻巣市の年間の交換個数、今年度も8,000個、9,000個、前年度も9,000個超ということで、大変やっぱり交換する業者さんの高齢化とか、作業員の方が少なくなってきたということで、大変苦慮していると。それについて対応をちょっと検討して、外部の、市外からの工事店さんとか、あとは事業者とかにも状況を伺ったのですけれども、どこ

も自分ちの分をやるのが精いっぱいというような状況でございまして、なかなか今の組合に委託して行っている状況を変えるまでのやり方というのですか、その構築は非常に難しいのかなということはちょっと確認しております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時30分)



(開議 午前 11時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど発言の取消しについて、私「委員長に一任願います」と言ったのですが、これは皆さんに諮らなければなりませんので、もう一回やり直しさせていただきます。

先ほど水道課長の発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(水道課長) すみません。発言の訂正をお願いしたいのですが、先ほど棚卸資産の限度購入額のところで、13ミリから100ミリまでの7,945個、こちらが4,212万5,600円と申したのですが、これに集合住宅等で使う隔測メーターの分が抜けておりましたので、合計のほうが、隔測メーターが24個で、合わせて7,969個、隔測メーターのほうが319万1,210円となりますので、先ほどの数字と合わせまして4,531万7,000円の限度額となります。すみません。訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第108号 令和6年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時35分)

◇

(開議 午前11時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

秋谷委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

(秋谷)先ほどの議案第106号の令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算の私の質疑の一番最初に、社会資本整備総合交付金についての最初の質問、詳細はちょっと私も記憶がなくなってしまったので、最初の質問の部分を丸々取消しをお願いします。

(委員長) ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、市街地整備課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 先ほどの秋谷委員の発言の取消しに伴いまして、私の1回目の答弁の取消しをお願い申し上げます。

(委員長) ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

市街地整備課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算におきまして、矢島委員の質疑に対しましてお答えをさせていただきます。

利子の残及び利子の合計ですが、まず利子の残につきましては、令和5年度末利子の残は約1,990万円となっております。今までの利子の合計につきましては、約1億3,100万円となっております。

以上です。

(委員長) 続きまして、道路課副参事より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(道路課副参事) 議案第104号の織田委員からの質問がありました道路維持・補修業務委託の質問について、補足の説明をさせていただきます。

令和5年度の市民等からの要望件数は1,242件、対応した件数は1,213件で、そのうち鴻巣市小規模道路工事業務委託の業者に依頼した件数は256件です。

以上です。

(委員長) 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これを持ちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 41 分)